

七尾市農業委員会だより

2023
春

令和5年5月1日発行／発行 七尾市農業委員会／編集 農業委員会だより編集委員会
TEL 0767 (53) 8440／FAX 0767 (52) 7765／E-mail:nougyouinkai@city.nanao.lg.jp

No.68



八田町 竹林 貞藏

「農地等利用の最適化の推進に関する指針」を見直しました

令和5年4月1日施行の改正農業委員会法の内容を反映させた指針を策定しました。

中山間では、農業者の高齢化や担い手不足により、遊休農地の発生が増えていくことが懸念されることから、その発生防止や解消に努めていく一方、平地ではほ場整備等による担い手への農地利用の集積・集約化を図ることとし、七尾市の農業の将来のあり方や農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標となつていきます。

また、七尾市において作成される「地域計画」に基づき、農地を効率的に利用していくために、日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認や意向把握、担い手への農地の利用調整や農地中間管理事業の活用などの働きかけなどを行いながら「地域計画」に協力するなど農地の利用の最適化を進めるとともに、農業を担う者ごとに利用する農用地を表示した目標地図の素案の作成に取り組んでいきます。

現農業委員、農地利用最適化推進委員は7月31日で任期満了となり、8月1日からは新体制となりますが、農地の見守りを行いながら、遊休農地の解消や担い手への集積・集約、担い手の育成・確保、農地の非農地判断等に取り組んでいきます。

農地に関する課題は多くありますが、農業者の意向を把握しながら、地域での話し合いに参加し、皆様方と一緒に人と農地、そして活力ある農業、地域を目指していきたいと考えていますので委員会活動にご理解、ご協力の程よろしくお願ひします。

農業へ参入できる対象者が変わります！

下限面積要件廃止 令和5年4月1日施行

農業者の減少・高齢化が加速化する中、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規参入する者を地域内外から取り込むことと、農地等の利用を促進する観点から下限面積要件が廃止されました。七尾市でも下限面積を定める告示が廃止となりました。

誰でも農地を取得できますか

A 農地の権利等を取得するため
に次の要件を満たしているこ
とが必要です。

- ①全部効率要件
所有している農地または借りて
いる農地の全てを効率的に耕作
すること。
- ②農地所有適格法人要件
法人の場合は農地所有適格法人
の要件を満たすこと。
- ③農作業常時従事要件
農作業に常時従事すること。
(年間1500日以上)
- ④地域との調和要件
周辺地域における農地の農業上
の効率かつ総合的な利用の確保
に支障が生じないこと。

権利等の取得が認められな いことはあるのですか

- ①資産保有目的・投機目的等の農
地取得の場合。
- ②農地が面的にまとまった形で利
用されている地域で小面積の農
地の権利取得等により、その利
用を分断するような場合。
- ③「地域計画」の実現に支障を生
ずるおそれが有る権利取得等の
場合。
- ④農地の一部のみの耕作や事業が
近傍の自然的条件及び利用上の
条件が類似している農地と比較
して著しく劣る場合。

農地を取得したい場合は、
農業委員会までご相談ください。

「食を通じ、地域貢献を目指して」

頑張ってます!

《part 45》



長田 大輔さん

幼い頃から繁忙期に家族の米作りを手伝っていました。専業農家へのきっかけは三引地区の県営ほ場整備事業です。大きいほ場を今か今かと待ちわび、昨年5月から専業農家となりました。ほ場整備事業の完了はまだ途中ですが、完成したほ場から順に耕作し、昨年は9ha、今年は10ha、来年は12haと徐々に耕作面積を増やしています。稲作の他にも白ネギを栽培し出荷しています。

完成して1〜2年のほ場は地力ムラがあり稲が倒れてしまったり、ネギの病気ににかかってしまったり上手くないかないこともありまます。でも困った時は地域の先輩やJAなどに相談したり、SNSを利用したりして解決。SNSでは質問するとすぐに回答がもらえるためとても便利だそうです。

SNSは販路拡大にも一役買っています。個人の方はもちろん、弁当屋や飲食店などお米にこだわっているお店からの注文も増えています。三引地区のお米は名水百選に選ばれた赤蔵山からの綺麗な水で作っているため「一度食べてもらえばわかる」自慢のお米。そのかいあって、リピートの方も多そうです。

現在は法人設立に向けて準備中で作業効率を上げるために大型の機械を追加し、倉庫も新設したそうです。息子さんも学校卒業後は農家志望のため、将来的には30haの耕作を目標としています。自分の作った食材で子ども食堂などを開き地域に貢献していきたいと笑顔で話されていました。



「朝日米まる商店」

2月2日(木) 朝日小学校の6年生は地域の農家のお米を直接販売する「朝日米まる商店」を開催しました。児童たちは総合的な学習の時間に、朝日地区の環境について調べ、「田んぼの生きもの調査」で多様な生きものが棲んでいること、その生きものが棲む環境を守るために田んぼが重要な役割を果たしていることを学びました。生きものを守りたいと考えた児童たちは、みんなで相談し朝日地区で作られたお米を食べることがある田んぼを守る第一歩に繋がると考え、「朝日米まる商店」を企画しました。

児童たちは農家へ直接聞いたり、ホームページで調べたりしたお米の特徴を画用紙にわかりやすく描いた特製のPOPを作成し、お米の美味しさのポイントや特徴をアピールしました。また周知として児童たちはチラシ500枚を地域に配布。住民や保護者らが次々に訪れ大盛況となりました。

アプリ飯川の販売を担当した児童たちは「声掛けするのは緊張したが楽しかった」、「お客さんがたくさん来てくれて、田んぼを守る意識をみんなが持つてくれたよかった」と話していました。



イノシシ有害捕獲数調べ (七尾市管内)

令和4年4月～令和5年3月末

月	成獣	幼獣	計	月	成獣	幼獣	計
4	24	0	24	10	130	41	171
5	9	0	9	11	61	1	62
6	22	20	42	12	18	2	20
7	17	31	48	1	22	3	25
8	43	86	129	2	21	0	21
9	51	37	88	3	32	2	34
				計	450	223	673

成獣：80 cm以上
幼獣：80 cm未満

令和4年度の有害捕獲数は成獣450頭、幼獣223頭、計673頭で、前年度の有害捕獲数と比べると230頭の増加となりました。

猟銃免許を取得して有害捕獲隊員になりませんか。



【お問合せ】農林水産課鳥獣被害対策室 ☎53-8422

熱中症になりにくく身体づくり

農業委員(管理栄養士) 橋本 良子

農作業で汗する季節となりましたね。春からできる熱中症になりにくい身体づくりについて紹介します。



・水分

時間を決めて水分補給。水分バランスのとれた身体にしましょう。冷たい物より暖かい飲み物がおすすめ！

・塩分

食事でほどよく塩分をとり、屋外作業の時は意識してスポーツドリンクなどを飲みましょう。

・運動

ウォーキングや入浴など汗をかく機会を増やしましょう！体を動かしたからエネルギーと水分の補給を！

・睡眠

上質な睡眠は翌日の熱中症予防となります。30分程度のお昼寝も体力維持には有効です！

・食事

バランスのよい食事で丈夫な身体にしましょう。1回の食事で約500mlの水分が摂れます。きちんと食べるのが基本です！



水稻作一般の農作業受託料金

単位：円/10a当たり

作業別	個人農家			生産組織等		
	県	加賀	能登	県	加賀	能登
育苗(稚苗)	7,700	7,900	10,500	7,100	7,500	8,500
耕起から代かきまで	16,500	16,000	17,200	16,500	15,300	18,000
耕起	7,800	7,800	7,900	7,600	7,100	8,000
代かき	8,300	8,200	8,500	8,800	8,200	9,300
機械田植え(苗代別)	8,200	8,700	7,500	8,400	8,900	7,800
機械刈取(コンバイン)	20,400	21,100	19,700	20,400	20,900	20,000
刈取から乾燥・調整まで	35,400	31,200	35,000	34,600	33,700	35,400

※令和5年4月石川県農業会議所資料抜粋

七尾市賃借料情報

令和4年1月から令和4年12月までに締結(公告)された賃借料水準(10a当たり)は次のとおりです。

田(水稻)の部						畑の部					
単位：円			単位：筆			単位：円			単位：筆		
地域名	平均値	最高額	最低額	賃貸借	使用貸借	地域名	平均値	最高額	最低額	賃貸借	使用貸借
旧七尾市	4,700	5,000	3,000	14	69	旧七尾市	5,000	5,000	5,000	2	8
旧田鶴浜町	5,300	6,000	5,000	66	2	旧田鶴浜町	—	—	—	—	3
旧中島町	4,900	8,000	3,000	278	4	旧中島町	—	—	—	—	—
旧能登島町	—	—	—	—	1	旧能登島町	5,900	7,000	5,000	7	—

- ※1 農振農用地(青地)及び農振農用地外(白地)を合わせたデータです。
- ※2 物納支給(水稻)としている場合は、玄米30kg当たり5,000円に換算しています。
- ※3 金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- ※4 賃借料金の発生していないものは平均値に含まれていません。

全国農業新聞

経営と暮らしに
役立つ情報がいっぱい

を購読
しましょう!

- ◆発行日 毎週金曜日
- ◆購読料 一カ月700円 年額8,400円

農業委員会申請事務処理件数

令和4年1月～令和4年12月末

区分	件数	面積(m ²)
農地法3条(所有権及び利用権)	40	71,348.00
農業経営基盤強化法(利用権)	146	478,082.22
農地法第4条(農地転用)	10	1,693.50
農地法第5条(権利移動を伴う農地転用)	93	46,167.07

編集後記

いよいよ春ですね。昔、母親が「あーあ 又春が来た。田んぼせないかなー」とつぶやいたことを覚えています。田起こしが牛から耕運機に変わろうとする時代のことです。3ちゃん農業と言われて辛かった時代でしょう。今は、畦塗りから代掻きまで全て機械でできますが米価が安く昔の規模での田では生活できない時代です。大型化できる所はいいですが出来ない所、後継者がいない所何とか解決できる方法はないでしょうか。委員改選に伴い今回の編集後記で最後の編集委員の仕事となります。3年間のご愛読ありがとうございました。引き続き編集委員会のメンバーが変わってもよろしくご愛読ください。

編集委員長 長田章・編集委員一同



3つの要件を満たせばどなたでも加入できます!

- ◆加入資格
 - 60歳未満
 - 国民年金第1号被保険者
 - 年間60日以上農業従事
- 税制面の優遇措置や終身年金で80歳までの保障付きなど様々なメリットがあります。お気軽にご相談ください。